(b)　コロンビアの「退職金基金」とは、次の(i)から(iv)までに規定する要件を満たす基金をいう。

(i)　法律第百号（千九百九十三年）及びこれを修正し、又は代替する規定によって規制されること。

(ii)　コロンビア金融監督庁の監督を受ける年金退職金基金管理者によって管理され、又は運用され、かつ、政令第二千五百五十五号（二千十年）第二部に規定する規則の適用を受けること。

(iii)　法律第五十号（千九百九十年）第九十九条の目的のために設立されること。

(iv)　金融システム組織法第一部第八章において規制されること。

2　条約第一条2の規定にかかわらず、条約の適用上、一方の締約国の公認の年金基金若しくは退職金基金であって、当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされないものによって又はこれらを通じて取得される所得は、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。

3　条約第四条1の規定の適用上、「一方の締約国の居住者」には、コロンビアの退職金基金を含む。

4　条約第五条の規定に関し、同条2に規定する事業の場所は、それぞれ、同条1に規定する要件を満たす場合に限り、同条1に規定する恒久的施設を構成することが了解される。

5　条約第十一条3(c)(i)の規定の適用上、「金融機関」とは、次のものをいう。

(a)　銀行

(b)　保険会社

(c)　関連しない者との取引に係る貸金業又は金融業を継続して営むことによって実質的に総所得を取得する企業（利子を支払う者と関連しないものに限る。）。この(c)の規定の適用上、「貸金業又は金融業」には、信用状の発行、保証の提供及びクレジット・カードのサービスの提供の事業を含む。

6　条約第二十四条1の規定に関し、同条1の規定に従って事案の申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局が当該申立てを正当と認めない場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局に対して当該申立てについて通知する。その通知は、両締約国の権限のある当局の合意によって当該事案を解決するために当該他方の締約国の権限のある当局に対して行う協議の申入れと解してはならない。

7　条約第二十五条3の規定に関し、同条1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、弁護士その他の法律事務代理人がその依頼者との間で行う次の(a)又は(b)に規定する通信の内容を明らかにする情報を入手し、又は提供する義務を課するものと解してはならないことが了解される。

(a)　法的な助言を求め、又は提供するために行われる通信

(b)　その内容を進行中の又は予定される法的な手続において使用するために行われる通信

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十八年十二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
河野太郎

コロンビア共和国のために
カルロス・ホルメス・トゥルヒージョ

総務大臣　金子　恭之
外務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

（右条約の英文）

CONVENTION BETWEEN
JAPAN AND THE REPUBLIC OF COLOMBIA
FOR THE ELIMINATION OF DOUBLE TAXATION
WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME
AND THE PREVENTION OF TAX EVASION AND AVOIDANCE

Japan and the Republic of Colombia,

Desiring to further develop their economic relationship and to enhance their co-operation in tax matters,

Intending to conclude a Convention for the elimination of double taxation with respect to taxes on income without creating opportunities for non-taxation or reduced taxation through tax evasion or avoidance (including through treaty-shopping arrangements aimed at obtaining reliefs provided in this Convention for the indirect benefit of residents of third States),

Have agreed as follows:

Article 1
Persons Covered

1.　This Convention shall apply to persons who are residents of one or both of the Contracting States.

2.　For the purposes of this Convention, income derived by or through an entity or arrangement that is treated as wholly or partly fiscally transparent under the tax law of either Contracting State shall be considered to be income of a resident of a Contracting State but only to the extent that the income is treated, for purposes of taxation by that Contracting State, as the income of a resident of that Contracting State.

3.　This Convention shall not affect the taxation, by a Contracting State, of its residents except with respect to the benefits granted under paragraph 3 of Article 7, paragraph 2 of Article 9 and Articles 18, 19, 22, 23, 24 and 27.

Article 2
Taxes Covered

1.　This Convention shall apply to taxes on income imposed on behalf of a Contracting State, irrespective of the manner in which they are levied.